

平成24年度 第1回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険分科会

4 地域主権改革に伴う権限移譲  
及び条例の制定について

(1) 条例制定に対する意見の募集について

# 地域主権改革に伴う福岡県からの権限移譲及び条例制定権の拡大について

平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、都道府県からの権限の委譲及び条例制定権の拡大についての法整備が行われ、介護保険業務についても介護保険法等の改正により、福岡県からの権限移譲、条例制定権の委任が実施されることとなった。

## 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

成 立 … 平成 23 年 4 月 28 日  
 施行日 … 平成 24 年 4 月 1 日

経過措置  
 1 年間の経過措置あり

## 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」

成 立 … 平成 23 年 6 月 15 日  
 施行日 … 平成 24 年 4 月 1 日（一部を除く）

経過措置  
 条例制定権については、1 年の経過措置あり  
 権限移譲については、経過措置なし

**条例制定権**  
 「指定地域密着型サービス」及び「指定地域密着型介護予防サービス」の事業の基準  
 （現行）厚生労働省令及び厚生労働大臣 （改正後）市町村条例

**条例制定権**  
 「指定居宅サービス事業者」の指定に係る基準  
 「指定介護老人福祉施設」の人員・設備・運営基準  
 「介護老人保健施設」の人員・設備・運営基準  
 （現行）厚生労働省令  
 （改正後）都道府県の条例  
 他に、「老人福祉法に係る養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例制定権の委任あり。  
 （現行）厚生労働省令 （改正後）政令市・中核市

都道府県  
 から政令  
 市・中核  
 市へ委任

**条例制定権**  
 「指定居宅サービス事業者」の指定に係る基準  
 「指定介護老人福祉施設」の人員・設備・運営基準  
 「介護老人保健施設」の人員・設備・運営基準

**条例制定権**  
 「指定地域密着型サービス」事業者及び「指定地域密着型介護予防サービス」の事業者の法人格の有無に関する基準  
 「指定介護老人福祉施設」の入所定員に係る基準  
 （現行）厚生労働省令 （改正後）市町村条例

**権限移譲**  
 「指定居宅サービス事業者」、「指定居宅介護支援事業者」、「指定介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「指定介護予防サービス」事業者の指定等・更新、報告命令、立入検査等、「有料老人ホーム」の設置届出受理、報告徴収、立入検査等  
 （現行）都道府県 （改正後）政令市・中核市

## 地域主権改革に伴う条例制定における意見の募集について

### < 意見募集の背景 >

「地域主権改革」については、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる活気に満ちた地域社会を作ることを目指し、国と地方が対等なパートナーシップの関係へと転換するものとして、国レベルで見直しの作業が続けられてきました。

その後、平成23年4月と8月には、『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』が成立しました。

この法律により、これまで厚生労働省令で定められていた介護サービス事業などの人員や設備、運営に関する基準等について、それぞれ市の条例で定めることとなりました。また、これまで福岡県が実施してきた介護サービス事業者を指定・指導する権限なども市に移譲されることとなりました。

そのため本市では、このたび、関係する条例案を作成するにあたり、現行の基準を市民の皆さんにお示しするとともに、市民の皆さんから広くご意見を募集いたします。

### < 条例で定めることとされた基準の3類型 >

対象となる基準の各条文は、法律で下表の3つの類型が示されています。

類型	「従うべき基準」	「標準」	「参酌すべき基準」
説明	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	法令を十分参照しなければならない基準
許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

### < 条例制定についての本市の基本的な考え方 >

国が示している「従うべき基準」については、従業者の資格や人員配置、居室面積基準、安全の確保や人権に直結する運営基準等を定めているものであり、利用者の安全やサービス水準の確保の面から、国の基準に準じるべきと考えます。

介護保険施設などの利用定員を定める基準である「標準」についても、利用者の安全やサービス水準の確保の面から、国の基準に準じるべきと考えます。

一方、上記以外の基準である「**参酌すべき基準**」については、基準の緩和又は基準の強化について、市民や事業者等の意見も踏まえ検討します。

さらに、国の基準で定めていないものについても、本市独自の基準として、条例に盛り込むべきものがないか検討します。

#### <対象となる基準の主な項目内容>

対象となる基準の主な項目内容については、「各法における基準の主な項目内容」をご参照ください。

この項目内容では、それぞれの基準において、人員や設備、運営などに関する項目について説明しており、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の分類はしておりませんので、閲覧用の「各法における基準(保健福祉局・子ども家庭局)」でご確認ください。

#### <意見募集要領>

##### (1) 意見募集期間

平成24年7月9日(月)から平成24年8月8日(水)まで

##### (2) 関係資料(現行の基準)の閲覧場所

市ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

介護保険課

市民文化スポーツ局広聴課(市役所本庁舎1階)

各区役所総務企画課

各出張所

各市民センター

##### (3) 意見の提出方法

氏名・住所・意見等をご記入の上、介護保険課へ、電子メール、郵送、ファクシミリ、持参のいずれかの方法でご提出ください。

持参する場合は、市民文化スポーツ局広聴課(市役所本庁舎1階)、各区役所総務企画課でも受け付けています。

##### (4) 意見提出様式

様式は自由です。別紙の様式を参考にしてください。

いただいたご意見に対しては、後日まとめて回答を市ホームページに掲載いたしますが、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。また、匿名によるご意見の場合は回答をいたしませんので、ご注意ください。

## 意見を募集する基準一覧表

### 【介護保険法】

1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
2. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
4. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
5. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
6. 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
7. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

平成24年通常国会へ法案提出中のもの

8. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
9. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
10. 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準
11. 指定に係る法人格の有無に関する基準

### 【老人福祉法】

12. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
13. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

### 【社会福祉法】

14. 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

所管課：保健福祉局介護保険課企画管理係

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（市役所本庁舎9階）

TEL：093-582-2771 FAX：093-582-2095

E-mail：ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp

「10. 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準」については、地域包括支援分科会で取り扱います。

F A X 送付先

< F A X 番号 >

保健福祉局介護保険課 : 093 - 582 - 2095

地域主権改革に伴う条例制定における意見の募集について  
 ~ ご意見提出用紙 ~

提案者名 (事業者・団体の場合は担当者名もご記入ください)	
住所	
電話番号 ( F A X 番号 )	( F A X )

1	基準の「番号」または「名称」 基準一覧をご参照ください。	基準の番号	基準 の 名称			
	「条」「項」「号」 ご記入ください	該当の「条」「項」「号」番号		条	項	号
	ご意見の内容					
	ご意見の提案理由					
2	基準の「番号」または「名称」 基準一覧をご参照ください。	基準の番号	基準 の 名称			
	「条」「項」「号」 ご記入ください	該当の「条」「項」「号」番号		条	項	号
	ご意見の内容					
	ご意見の提案理由					

提出しめきり:平成24年8月8日(水)必着

いただいたご意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。また、匿名のご意見には回答しませんのでご注意ください。

ご意見の対象となる基準省令および条項号の番号をご記入ください。  
 用紙が足りない場合は、適宜追加してください。

いただいたご意見などは、保健福祉行政の向上に活かすために、個人が特定されない形で公表させていただきます場合がありますので、ご了解ください。

## 各法における基準ごとの主な項目内容

### 【介護保険法】

#### 1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

この基準には、居宅サービス（「通所介護（デイサービス）」、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」など）を行う事業者の満たすべき基準が各サービスごとに定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

- 人員に関する基準

- （従業者の員数）...[通所介護] 9 3 条 など
- （管理者）...[通所介護] 9 4 条 など

- （従業者の員数）（管理者）の例

[通所介護]

9 3 条 1 項 1 号	生活相談員	指定通所介護の提供日ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる者 1人以上
1 項 2 号	看護師又は 准看護師	指定通所介護の提供日ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる者 1人以上
1 項 3 号	介護職員	指定通所介護の提供日ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる者、 ・利用者の数が 1 5 人まで 1人以上 ・利用者の数が 1 5 人以上 1 5 人を超える数を 5 で除して 得た数に 1 を加えた数以上
1 項 4 号	機能訓練指 導員	1人以上
9 4 条	管理者	専らその職務に従事する常勤の者

- 設備に関する基準  
(設備及び備品等) ...[通所介護] 95条 など

- (設備及び備品等) の例  
[通所介護]

95条2項 1号	食堂及び 機能訓練室	それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上
2項 2号	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること
95条1項	その他	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等

- 運営に関する基準  
(運営規程) ...[通所介護] 90条 など  
(勤務体制の確保等) ...[通所介護] 91条 など  
(衛生管理等) ...[通所介護] 91条 など  
(秘密保持等) ...[通所介護] 91条 など  
(苦情処理) ...[通所介護] 91条 など  
(事故発生時の対応) ...[通所介護] 91条 など  
など

## 2. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

この基準には、地域密着型サービス(「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」、「小規模多機能型居宅介護」など)を行う事業者の満たすべき基準が各サービスごとに定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

- 人員に関する基準  
(従業者の員数) ...[認知症対応型共同生活介護] 90条 など  
(管理者) ...[認知症対応型共同生活介護] 91条 など



➤ (従業者の員数)(管理者)の例

[認知症対応型共同生活介護]

90条1項	介護従業者	住居ごとに常勤換算で、 ・夜間及び深夜を除き、利用者数が3人又はその端数を増すごと 1人以上 ・夜間及び深夜 1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な人数以上 1人以上の者は常勤でなければならない
5項	計画作成担当者	住居ごとに、計画の作成に関する知識及び経験を有する者で、専らその職務に従事する者を担当者とする(利用者の処遇に支障がない場合は兼務可) 1人以上の者は介護支援専門員でなければならない
91条	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)

● 設備に関する基準

(設備及び備品等) ... [認知症対応型共同生活介護] 93条 など

➤ (設備及び備品等)の例

[認知症対応型共同生活介護]

93条1項	共同生活住居の数	住居の数は1又は2
2項	入居定員  設備	・5人以上9人以下  ・居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける

3項	居室定員	1人(例外2人)
4項	居室面積	7.43㎡以上
5項	居間、食堂	同一の場所とすることができる
6項	事業所の場所	利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域とする

● 運営に関する基準

- (運営規程) ...[認知症対応型共同生活介護] 102条 など
- (勤務体制の確保等) ...[認知症対応型共同生活介護] 103条 など
- (秘密保持等) ...[認知症対応型共同生活介護] 108条 など
- (苦情処理) ...[認知症対応型共同生活介護] 108条 など
- (事故発生時の対応) ...[認知症対応型共同生活介護] 108条 など

**3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準**

この基準には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)がサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められており、施設として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

● 人員に関する基準

(従業者の員数) ... 2条

➤ (従業者の員数)の例

2条1項1号	医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
2号	生活相談員	常勤で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
3号	介護職員又は看護師若しくは准看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上</li> <li>・看護職員の数は、常勤換算で入所者が30を超えない場合1人以上</li> <li>30~50を超えない場合</li> </ul>

		2人以上 50～130を超えない場合 3人以上 130を超える場合 3人に、130を超えて50又はその端数を増すごとに1人を加えて得た人数 1人以上は常勤の者
4号	栄養士	1人以上
5号	機能訓練指導員	1人以上（機能の改善、減退の防止の訓練を行う能力を有すると認められる者）
6号	介護支援専門員	常勤で、専らその職務に従事する者1人以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人を標準）

● 設備に関する基準  
（設備）…3条

➤ （設備）の例

3条1項1号	居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一の居室の定員 1人（例外2人）</li> <li>・床面積 10.65㎡</li> <li>・設備 ブザー又はこれに代わる設備を設ける</li> </ul>
2号	静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設ける
3号	浴室	要介護者が入浴するのに適したもの
4号	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設ける</li> <li>・要介護者が使用するのに適したもの</li> </ul>
5号	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設ける</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設ける</li> </ul>

		・要介護者が使用するのに適したもの
6号	医務室	・入所者を診療するために必要な医薬品の及び医療機器を備える ・必要に応じて臨床検査設備を設ける
7号	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上 ・必要な備品を備える
8号	廊下幅	1.8m以上(中廊下は2.7m以上)
9号	その他	消火設備その他の災害に際して必要な設備を設ける

● 運営に関する基準

(運営規程) ... 23条

(勤務体制の確保等) ... 24条

(衛生管理等) ... 27条

(秘密保持等) ... 30条

(苦情解決) ... 33条

(事故発生の防止及び発生時の対応) ... 35条

など

**4. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準**

この基準には、介護老人保健施設がサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められています。

概ね上記3.の基準と同様の内容です。

**5. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

この基準には、介護予防サービス(「介護予防通所介護(デイサービス)」、「介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)」など)を行う事業者の満たすべき基準が定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

概ね上記1.の基準と同様の内容です。

## 6．指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

この基準には、指定地域密着型介護予防サービス（「介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」など）を行う事業者の満たすべき基準が定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

概ね上記 2 . の基準と同様の内容です。

## 7．指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

この基準には、指定介護療養型医療施設がサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められています。

概ね上記 3 . の基準と同様の内容です。

## 8．指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

この基準には、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等を行う事業者の満たすべき基準が定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

- 人員に関する基準
  - （従業者の員数）... 2 条
  - （管理者）... 3 条

### ➤ （従業者の員数）（管理者）の例

2 条	介護支援専門員	事業所ごとに、1 人以上の常勤の者
3 条	管理者	事業所ごとに、常勤で原則としてその職務に従事する者（介護支援専門員でなければならない）

- 設備に関する基準  
(設備及び備品等) ... 20条

➤ (設備及び備品等)の例

20条	事業の行うために必要な広さの区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えること
-----	---

- 運営に関する基準
  - (運営規程) ... 18条
  - (勤務体制の確保) ... 19条
  - (秘密保持) ... 23条
  - (苦情処理) ... 26条
  - (事故発生時の対応) ... 27条
  - など

**9. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

この基準には、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成等を行う事業者の満たすべき基準が定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

概ね上記8.の基準と同様の内容です。

**10. 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準**

この基準は、地域包括支援センターの業務（包括的支援事業）を行うために、守るべき従事する職員の員数及び運営について定めるものです。

- 従事する職員の員数

常勤の職員の員数は、以下を原則とします。

	保健師 その他これ に準ずる者	社会福祉士 その他これに 準ずる者	主任介護支援専門員 その他これに準ずる 者
第1号被保険者数 3,000人以上 6,000人未満	1	1	1

- 運営

地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立に運営する。

### 1.1. 指定に係る法人格の有無に関する基準

この基準には、「指定居宅サービス事業者」「指定地域密着型サービス事業者」「指定介護予防サービス事業者」「指定地域密着型介護予防サービス事業者」として指定を受ける者の資格として、法人格が必要であることが定められています。

#### 【老人福祉法】

### 1.2. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

### 1.3. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

この基準には、養護老人ホーム、特別養護老人ホームがサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められています。

概ね上記3.の基準と同様の内容です。

#### 【社会福祉法】

### 1.4. 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

この基準は、軽費老人ホームがサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められています。

概ね上記3.の基準と同様の内容です。